

神奈川新聞

5月2日

水曜日

2001年(平成13年)

神奈川新聞社

第21165号

〒220-8588 横浜市西区花咲町8-145 電話 045-411-2222

介護事故報告に公表基準

県が要領案

市町村参加し調整会議も

事業者に指導徹底

介護保険事業者が提供するサービスが原因で起きたけがなど事故時の対応について、県は1日までに、事業者が市町村に行う報告の基準を定めた「取り扱い要領」(案)をまとめた。事故報告の範囲や手順については、国でも明確な基準を示していないため、対応がまちまちとなっていた状況を改善するのが目的。同時に、

県内すべての市町村の介護保険担当者の参加を得て「介護保険事業者指導調整会議」を新たに設置、事業者への指導を徹底させる。事故報告の基準を定めたり、指導目的の全県会議を開設する例は全国的にも珍しいという。

(報道部)波多野 寿生

要領の対象となるのは、介護保険に関して、県が指定または許可したサービス事業者や市町村に登録している事業者。報告は利用者の居住する市町村と施設が所在する市町村で、これらが異なる場合でも必ず両方に報告するよう求めている。

報告の範囲は、事業者側の過失の有無にかかわらず、サービスの提供で発生した利用者のけがや死亡事故。けがの程度は原則、外部医療機関での受診を要したものと、施設への送迎・通院などの間に起きた事故も範囲に含まれた。

このほか、食中毒や感染症、結核の発生も報告するとして、範囲については現在検討中。けがに職員(従業員)が起因した不祥事などで、利用者の処遇に影響があるものについても報告を求めている。

また、手順については、電話やファックスで速やかに第一報を伝え、その後、最終的に文書で報告、提出する報告書についても事故対応などがはっきり分かるよう、標準のフォーマットを定めた。

一方、市町村に対しては、事故対応が不足しているなどのケースでは事業者に指導を行うことや、定められた人員が配置されていない、といった指定基準違反の恐れがある事業者、県に報告する(こと)も求めている。

県は「事業者が事故の発生に連続するとともに、必要な措置を講ずる必要になっているが、具体的な事故の定義や範囲などについての基準が定められていない。このため、事業者が自ら「高齢者が自分自身で入浴し難くなった」「トイレに過失はない。だから事故とはいえない」となど主張して報告せず、後でその家族とトラブルになる例が見られたり、市町村からは県に「報告事例にあたるのか」などの問い合わせも寄せられていたという。

例えば、県と国が今年三月、是正指導を行った藤沢市内の民間グループホーム(期ほろ対応型共同生活介護事業所)のように、入所しているお年寄りのけがに対する不適切な対応なども起きており、県は昨年

から、県内全自治体が参加する介護保険の会議を通じて検討を進めていた。要領は、横浜市内で十日に開かれる「指導調整会議」の初会合の場で公表後、市町村を通じて各事業者を指導する予定。

同課は「事業者が事故の情報を適切な方法で明らかにすることは、利用者・家族との信頼関係を築く上で不可欠で、ひいてはサービスの質の向上にもつながると話している。